

解約料の実態に関する研究会 運営要領（案）

令和 5 年 12 月 11 日
研 究 会 決 定

1. 座長は、議長として研究会の議事を整理する。
2. 座長は、座長代理を指名することができる。
3. 研究会は、原則として公開し、オンラインでの一般傍聴を可能とするためライブ配信を行う。
4. 研究会における配布資料は、原則として、速やかに公表する。
5. 研究会終了後、速やかに議事録を作成し、これを公表するものとする。
6. 公開することにより特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがあるなど、特段の理由があると座長が認めた場合は、研究会や配布資料、議事録の全部又は一部を非公表とすることができる。
7. 座長は、必要に応じ、適当と認める有識者等を参考人として招致することができる。
8. この要領に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は、座長が研究会に諮って定める。